

| | | |
|--------|---|----------|
| 陳情第56号 | 受理年月日 | 令和7年9月3日 |
| 付託委員会 | 教育文化委員会 | |
| 件名 | 北九州市の文化財保護行政の是正を求める陳情について | |
| 要旨 | <p>国の文化財保護法第3条では、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」としている。また、文化財保護審議会の設置は、同法第190条第1項で、「都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる」としている。</p> <p>さらに、同条第3項で「地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する」としており、文化財保護法上の地方文化財保護審議会は、教育委員会からの諮問を受けた文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議と、その事項に関して建議として意見を申し出ることができるとしている。</p> <p>そこで、文化財に関して優れた識見を有する者で構成される北九州市文化財保護審議会において、旧門司駅舎跡(初代門司港駅跡)の遺構問題について一度も審議会が開催されず、取り壊された問題である。</p> <p>市は、この遺構の問題で、県や文化庁との協議を何度か行っているが、市には協議内容を記録した文書が存在しないと発言している。市民が県や文化庁に公開を求めれば提出をしてくれる。市は行政事務の取扱いがあまりにもずさんすぎる。公費(税)をもって事務運営が行われており、情報は公開が大原則である。県や文化庁への情報公開請求で開示された議事録では、2024年1月29日の県と市の協議で、県は「市の文化財保護審議会の意見をしっかりと踏まえて調査・保存を進めることが重要」とし</p> | |

(続 く)

ている。また、同年7月11日の県・文化庁・市の協議で、文化庁のコメントは「有識者の意見を聞く機会を設けないのか。有識者の意見を聞き、検討の過程をオープンにしていた方が良い。市の判断になるが、検討過程を見せると反応は違ってくる」とあった一方、その後の市の主張は黒塗りとなっている。市は、同年11月8日に、文化財保護審議会委員の審議会開催でなく懇談を行っている。懇談を召集したのは都市戦略局で、5名の審議委員の発言が情報公開請求で開示されている。その中で、永尾委員は「当時の工法等を示す貴重な遺構であり、どう残すか考えなければいけない。どうにかして遺構を残せないか、審議会から提示することも必要ではないか。本件の対応は、北九州市のこれまでの文化財行政がどうなのかと問われるものになる」とコメントしている。

このように委員からも審議会の必要性を訴えているが、市は審議委員の意見を聞くだけで、都市戦略局内で判断し処理されている。また、県や文化庁のアドバイスがありながらも、有効に対応された形跡はない。

こうした行政運営について反省を求めるとともに、今回の遺構の取扱いについて、文化財保護法に基づき適切な手続きを行ってきたのかどうか検証することが必要である。教育委員会、文化財保護審議会、北九州市議会でのそれぞれの役割を発揮し、今後の本市文化財行政の改善を促し、貴重な文化財遺産を未来に継承していく仕組みの構築を強く求めるものである。ついては、以下のとおり陳情する。

1 北九州市文化財保護審議会において、旧門司駅舎跡（初代門司港駅跡）の遺構についての調査・審議が一度も行われず、なぜ取り壊しが行われたのかを、教育委員会、北九州市文化財保護審議会及び北九州市議会において検証していただき、その内容を公表すること。

2 審議会委員からの意見や県や文化庁のアドバイスが生かされていない。審議会を開催しなかった理由を明らかにすること。また、貴重な文化財遺産を未来に継承していく仕組みを構築するために、文化財保護法に沿った文化財行政へ改革すること。